

## 春学期第 2 問

アメリカ国籍のミュージシャンである甲は、知人 A から「化粧品」だと言われて「ある物」を日本に運ぶように依頼された。それは、実際には覚せい剤である塩酸フェニルメチルアミノプロパンを含有する結晶約 3000 グラムであり、甲は、これを本邦内に持ち込むことにより覚せい剤を輸入し、その後、ホテルの客室で覚せい剤結晶約 2000 グラムを所持した。甲には、覚せい剤に当たるとの明瞭な認識がなかったとしても、少なくとも日本に持ち込むことを禁止されている違法な薬物であるという認識はあり、認識予見の対象から覚せい剤が、明確には除外されていなかった。甲の罪責について論ぜよ。

参考判例：最高裁平成 2 年 2 月 9 日第二小法廷決定

(平成元年(あ)第 1038 号：覚せい剤取締法違反、関税法違反被告事件)

(判事 1341 号 157 頁, 判夕 722 号 234 頁)